

令和8年度大阪IR広報企画運営業務 に係る企画提案公募要領

大阪IR（統合型リゾート）は、地域への経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。

また、納付金等の収入を住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていくこととしています。

IRの実現に向けては、府民・市民の理解を深めていくことが重要であり、大阪府・大阪市（以下「府・市」という。）は、IRの意義や効果、懸念事項への対策等について、民間の専門的なノウハウも活用し、より効果的・効率的な広報を実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

本公募は、「令和8年度大阪府一般会計予算」及び「令和8年度大阪市一般会計予算」が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。

これらいずれかの条件が整わない場合は、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 業務名

令和8年度大阪IR広報企画運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務の趣旨・目的

府・市は、IRを核とした新たな国際観光拠点の形成をめざし、大阪・夢洲でのIRの実現に向けて取り組んでおり、令和5年4月に国から区域整備計画の認定を受け、同年9月にIR事業者と実施協定等を締結、令和7年4月にはIR事業者において建設工事に着手しています。

IRの推進は、府・市における最重要施策の一つであるとともに、注目度の高い事業でもあるため、IR事業者との適切な役割分担のもと、IRの実現に向けて、大阪IRの意義や効果、懸念事項への対策等について、継続的かつ積極的な情報発信を行い、府民・市民の理解を深めていくことが重要です。

なお、府・市は、これまで説明会やビジネスセミナー、大学等への出前講座のほか、パンフレットの配架やポスターの掲出など、様々な広報媒体を通じて、広く大阪IRへの興味・関心を喚起し、より詳細な情報が掲載された特設サイトに誘導することなどにより、府民・市民の理解促進に取り組んできたところです。

本業務は、府・市がIRの実現に向けた理解促進に取り組むにあたり、引き続き民間の専門的なノウハウも活用することにより、その効果を最大化し、戦略的・効率的に広く情報発信を行うことで、大阪IRについての認知の裾野を広げ、府民・市民の理解を深めていくことを目的としています。

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水曜日）まで

(4) 委託上限額

27,324千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※応募金額の提案は、この範囲内で行ってください。

(5) 留意事項

本業務は、認定区域整備計画及びIR整備法第13条に定める実施協定（以下「実施協定」という。）が前提となるため、その前提が失われた場合（①IR整備法第35条に基づき区域整備計画の認定が取り消された場合、②諸般の事情により実施協定が解除され、又は終了することとなった場合）は、契約を途中解除することがあります。

ただし、これらの事情が生じた場合は、契約解除日又は契約満了日までに実施する業務内容等について、発注者と受注者との間で協議することを予定しています。

なお、この解除は将来的に効力を生じ、その時点以降の受注者の作業について、発注者は支払いを行いません。

また、発注者は、この解除に起因して受注者に生じる損害等について、補償は一切行いません。

3 スケジュール

令和8年2月18日（水曜日）	公募開始
令和8年2月27日（金曜日）	質問受付締切
令和8年3月5日（木曜日）	質問に対する回答（予定）
令和8年3月6日（金曜日）	応募書類受付開始
令和8年3月26日（木曜日）	応募書類提出締切
令和8年4月7日（火曜日）	プレゼンテーション審査（予定）
令和8年4月下旬頃	契約締結、業務開始（予定）
令和9年3月31日（水曜日）	業務終了

4 公募参加資格

次の（1）から（8）までに掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、すべての構成員が本要件を満たすこと。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (8) 大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し、大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

5 応募の手続き

本業務の公募に参加を希望する者の応募手続きは、以下のとおりです。

4の公募参加資格を確認した上で、必要な応募書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領等の配布及び応募書類の受付

ア 公募要領等の配布方法

以下のIR推進局企画課のホームページからダウンロードしてください。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-kikaku/r8_kouhou_kikaku.html)

※窓口、郵送等による配布は行いません。

イ 応募書類の受付期間

令和8年3月6日（金曜日）から令和8年3月26日（木曜日）まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前10時から午後5時まで。）

ウ 提出方法

応募書類は、必ず電話予約した上で、以下の受付場所に持参してください。

（郵送による提出は認めません。）

【受付場所】

大阪府・大阪市IR推進局 企画課 総務・企画グループ（担当：森脇、多田）

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎31階

電話番号：06-6210-9236

エ 費用の負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

以下の応募書類について、5（3）でそれぞれ指定する必要部数を提出してください。

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ 応募金額提案書（様式3）

エ 委任状（様式4）※支店等で参加の場合

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5）

② 共同企業体協定書の写し（様式6）

③ 委任状（様式7）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式8）

- キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（原本：発行日から3カ月以内のもの。）
- ク 定款又は寄付行為の写し（代表者印を押印した添え状により原本証明してください。）
- ケ 法人登記簿謄本等
- ① 法人登記簿謄本（発行日から3カ月以内のもの。）
 - ・法人で参加の場合に提出してください。
 - ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（発行日から3カ月以内のもの。）
 - ・個人で参加の場合に提出してください。
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。
 - ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（発行日から3カ月以内のもの。）
 - ・個人で参加の場合に提出してください。
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。
- コ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの。）
- ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 財務諸表の写し（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分。）
- ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主（社員）資本等変動計算書
- ※個人で参加の場合で①から③までの書類が存在しないときは、確定申告書など財務状況を把握できるものを提出すること。
- シ 障害者雇用状況報告書の写し等
- ① 常用雇用労働者総数が40人以上の事業所の場合
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上。）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済みで受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
 - ② 常用雇用労働者総数が40人未満の事業所の場合
 - ・「障がい者の雇用状況について」（様式9）

企画提案にあたり必要となる「当該業務で実施した効果測定の結果（直近のもの）」、「令和7年3月に作成したパンフレットのデータ」及び「大阪IRのイメージパス（IR事業者の著作物）の画像データ」については、次の①及び②の提出をもって貸与します。

- ① 応募申込書（応募書類の様式1と同様）
- ② 資料貸与申請書（様式11）

※①及び②の提出については、電子メール（koho-OSAKAIR@gbox.pref.osaka.lg.jp）のみで受け付けます。

(3) 応募書類の部数

ア 原本1部

- ・ 5 (2) の応募書類すべてを提出してください。
- ・ 共同企業体で参加の場合、キからシまでの書類については、すべての構成員分を提出してください。

イ 副本5部

- ・ 5 (2) の応募書類のうち、イ及びウの書類を提出してください。
- ・ 書面審査に用いるため、記名・押印せず、応募者が特定できる箇所（応募者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）には、マスキングの処理を行ってください。

ウ 電子媒体（CD-R等）1部

- ・ 5 (2) の応募書類のうち、アからウまでの電子データを保存して提出してください。
- ・ イ及びウの書類については、記名・押印のない電子データも保存して提出してください。

(4) 応募書類の返却

応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体の構成員として参加する場合を含む。）。

イ 応募書類の印刷は、フルカラーを原則とします。

ウ 応募書類の提出に際しては、原本・副本それぞれ1セットずつをA4ファイルに綴って提出してください。

なお、A4ファイルは、2穴ファイル等を使用し、応募書類がファイルから外れないようにしてください。

応募書類は、電子媒体（CD-R等：WindowsPC で取扱いが可能な状態のものとし、ウィルス対策を実施してください。）でも提出してください。

エ 表紙及び背表紙には、本業務名と応募者名を記載してください。

<記載例>「令和8年度大阪IR広報企画運営業務」提案書

株式会社〇〇（応募者名は、原本にのみ記載してください。）

オ 応募書類提出後の差替えは認めません（発注者が補正等を求める場合を除く。）。

カ 応募書類に虚偽の記載をした者は、本公募への参加資格を失うものとします。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年2月27日（金曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

ア 質問書（様式12）に記載し、以下の提出先まで電子メールで提出してください。

【提出先】

大阪府・大阪市 I R 推進局 企画課（担当：森脇、多田）

E-mail：koho-OSAKAIR@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話番号：06-6210-9236

※電話や口頭での質問は受け付けません。

イ 件名欄には「質問提出：令和8年度大阪 I R 広報企画運営業務<事業者名>」と記載してください。

ウ 電子メールの送信後は、必ず電話で受信確認をしてください。

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前10時から午後5時まで。）

(3) 質問に対する回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和8年3月5日（木曜日）（予定）に I R 推進局企画課のホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-kikaku/r8_kouhou_kikaku.html）に掲載し、個別には回答しません。（なお、発注者が掲載に供することが適切でない判断した質問事項については、この限りではありません。）

7 審査の方法等

(1) 審査方法

ア 共通事項

① 7（2）の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します（応募者が1者の場合を含む。）。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額がより安価な者を最優秀提案事業者とします。

② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行います。

イ プレゼンテーション審査について

① プレゼンテーション審査の実施日時・場所は、応募者に対し、別途通知します。

② プレゼンテーションは、応募書類を使用し、企画提案について口頭で説明を行ってください。

また、企画提案内容の詳細や趣旨について、選定委員からの質問に回答できるよう準備してください。

なお、資料や提案の追加・変更は認めませんが、応募書類の記載内容を抜粋し、プレゼンテーション用の説明資料を作成することは可能とします。

（説明資料の提出期限等の詳細については、応募者に対し、別途通知します。）

③ 説明時間は1者あたり15分程度、質疑応答を含めて30分程度の審査を想定しています。

④ プレゼンテーション審査においては、プロジェクター等の機材は使用できません。

- ⑤ プレゼンテーションには、業務責任者や各業務担当者が参加するものとし、参加者数は5名以内を想定しています。
- ⑥ 説明・質疑応答等については、業務責任者を中心に対応してください。
ただし、各専門分野に関わる項目については、当該専門分野を担当する業務担当者が対応することも可能とします。
- ⑦ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。
- ウ 審査の結果、1委員でも評価合計点が100点満点中60点未満の場合若しくは7(2)の審査基準(「福祉点」を除く。)のうち1項目でも0点の場合は、最優秀提案事業者(及び次点者)として採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。
- エ 最優秀提案事業者は、特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。
- オ 最優秀提案事業者と契約の締結に至らなかった場合は、7(1)ウの規定により最優秀提案事業者(及び次点者)として採択されない者を除き、評価合計点の高い者から順に交渉を行うものとします。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
業務全体の構成・連携		戦略性、効率性、費用対効果 ・業務全体(「提案事業者においてより効果が高いと考えられる広報」を含む。)で効果が最大化できるよう、各業務の内容や業務間の連携、費用の配分が提案されているか。	15点
広報業務	交通広告の実施	実施手法、場所、時期等の概要 ・交通広告の実施目的を踏まえ、より効果的な広報媒体や実施時期、費用配分等の提案がされているか。 ・府内の主要駅等やタクシーの車内での交通広告に加え、実効性の高い広報媒体や実施手法が提案されているか。	10点
	交通広告で使用する広報物の作成	デザイン、絵コンテ等 ・ポスターやデジタルサイネージ用素材が、目にした人の興味・関心を喚起し、特設サイトに誘導するデザインとなっているか。 ・広報動画が、視聴した人の興味・関心を喚起し、特設サイトに誘導する内容になっているか。	10点
	パンフレット等の作成	デザイン、過去実績 ・パンフレットの作成目的を踏まえ、手に取りやすく、読みやすいデザインやレイアウトになっているか。 ・同種の過去実績のデザインやレイアウトから、実効性の高いデザインやレイアウトが期待できるか。	5点
	インターネット広告の配信	配信媒体・実施時期、想定シミュレーション等 ・インターネット広告の配信目的を踏まえ、より効果的な配信媒体や実施時期、費用配分等が提案されているか。 ・配信媒体ごとに適切なセグメントが設定され、想定掲載量や推定クリック数の最大化が図られているか。	5点
	提案事業者においてより効果が高いと考えられる広報	広報の概要、過去実績 ・本業務の目的を踏まえ、より効果的な広報の概要が具体的に提案されているか。 ・同種の過去実績の内容や効果から、実効性の高い広報が期待できるか。	10点
効果測定		測定・分析の方法 ・広報業務による効果の測定・分析方法が具体的に提案され、適切なものになっているか。	10点

広報支援業務	実施方法、 過去実績	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的なノウハウに基づき、具体的な支援の方法等が提案され、積極的かつ柔軟な内容になっているか。 ・同種の過去実績の内容や結果から、実効性の高い支援が期待できるか。 	15点
業務実施体制	実施体制・ 遂行能力、 実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体を適切に管理できる業務責任者を配置するとともに、各業務の実施に必要な専門性を有する人員等の体制が確保されているか。 ・業務全体での相乗効果や効率化等も踏まえ、業務ごとに実効性の高いスケジュールが提案されているか。 	10点
価格点	応募金額	【価格点の算定式】 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／応募者の提案価格 （上記式により算定した数値の小数点第2位以下を四捨五入する。）	5点
福祉点	障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。 ・常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。 【福祉点の算定式】 満点（5点）×応募者の障がい者雇用人数／法定雇用障がい者数（※） ※常用労働者40人未満の場合は1とする。 （上記式により算定した数値の小数点第2位以下を四捨五入する。）	5点
合計		100点	

（3）審査結果

- ア 契約交渉の相手方を決定後、採択に関わらず、全応募者に対し、審査結果を通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をIR推進局企画課のホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-kikaku/r8_kouhou_kikaku.html) において公表します。

ただし、応募者が2者であった場合は、最優秀提案事業者の評価点のみ公表します。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
※評価点のうち価格点・提案金額を含む。
- ② 全提案事業者の名称
- ③ 全提案事業者の評価点
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

（4）審査対象又は契約交渉の相手方からの除外（失格事由）

次のアからオまでのいずれかに該当した場合は、提案審査の対象又は契約交渉の相手方から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じるものとします。

- ア 選定委員に対し、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対し、応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と発注者との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 提案された業務内容等については、選定後に詳細を協議します。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。
誓約書を提出しないときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。
この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。
この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。
この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。
この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。
この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(8) 8 (7) の規定にかかわらず、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上) を締結したとき。

この場合において、契約相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則(昭和 55 年大阪府規則第 48 号) 第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の 7 割以上)の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、本公募要領、別添の仕様書等を熟読し、遵守してください。